

## 【自主取組宣言】

私共(種子屋久農業協同組合)は、令和6年4月2日公布、同7月2日施行の液化石油ガス法(以下、「液石法」という。)の改正による法律の趣旨をよく理解し、その内容を実現するため、以下の対応に努めて参ります。

1・新たなガス供給先を獲得することを目的として次の方々に「特別(過大)な利益供与」を行うことはありません。

- 1) 賃貸集合住宅(マンション、アパート等)の所有者等
- 2) 上記住宅の賃貸、管理等を業務とされている方々
- 3) 上記住宅の建設を行った事業者の方々等

逆に上記1)～3)の方々からガス供給権を条件に「特別(過大)な利益供与」を求められた場合には、一切応じないことにします。

2・現在、弊社がガスの供給を行っている、若しくは今後ガス供給を行うことになる賃貸集合住宅に入居を検討あるいは決定された方々に対し、賃貸借契約締結前に料金情報を提供することにします。

3・ガスの料金体系を3部制にします。(実施は令和7年4月2日)

従来、ガス料金は(基本料金+従量料金)×消費税で請求させていただいていましたが、令和7年4月2日以降以下の方式に変更させていただきます。

(基本料金+従量料金+設備料金)×消費税

基本料金・・・ガスの使用量に関係なく発生する料金

従量料金・・・ガスの使用量に応じて発生する料金

設備料金・・・器具等、ガスを使用する際に用いる物の利用に応じて発生する費用、  
ただし、賃貸住宅は「0」「該当なし」と記載

令和 6年 6月 28日

事業所名 種子屋久農業協同組合

代表者名 代表理事組合長 岩 次則